

令和6年(2024年) 11月

総務委員協議会資料

会計課

地方公共団体における 公金収納のデジタル化（eLTAXの活用）への対応について

1. 政策等の背景・目的及び効果

地方公共団体の公金収納事務については、現金による窓口収納が主であることから、非効率・高コストになっていると国の規制改革推進会議等で指摘されており、デジタル庁及び総務省を中心に、公金収納事務の合理化・効率化や、納付者である市民や事業者の利便性の向上のため、当該事務のデジタル化に取り組んでいるところです。

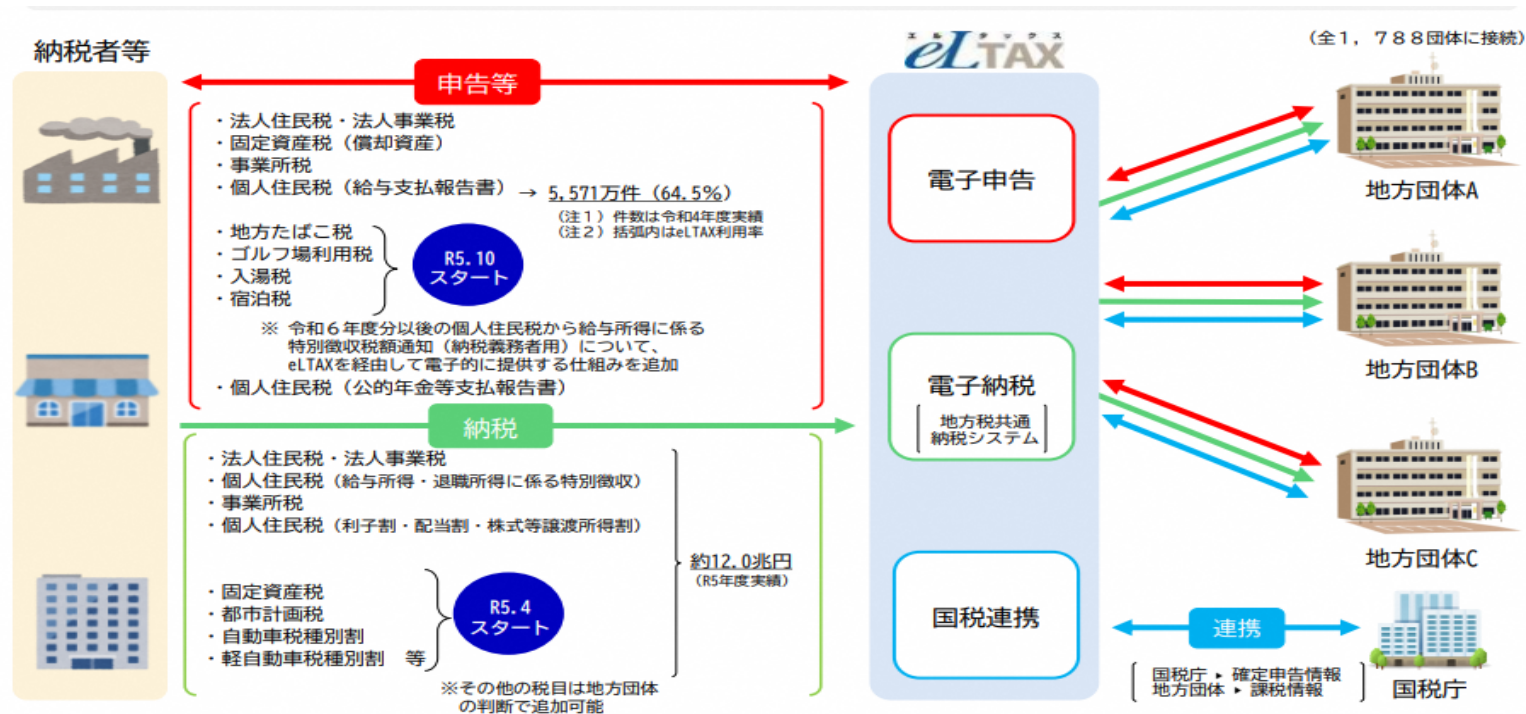
こうした中、現在、地方税の収納事務で運用されているeLTAX（地方税共通納税システム）を、地方税以外の公金収納に活用すべく、地方自治法の改正等の取組みが進められていることから、本市における対応についてご報告するものです。

2. 内容

(1) eLTAXの活用

eLTAXはインターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステムであり、その中の「地方税共通納税システム」では、納付者に複数の支払い手段を提供するとともに、その支払われた納付情報や入金情報を地方公共団体に連携し、送金を行います。

このシステムを地方税以外の公金収納事務に活用することで、納付者は地方公共団体が指定する金融機関以外での納付が可能となり、金融機関では紙の納入済通知書の仕分けや送付作業が不要になるなどの効率化が図れます。

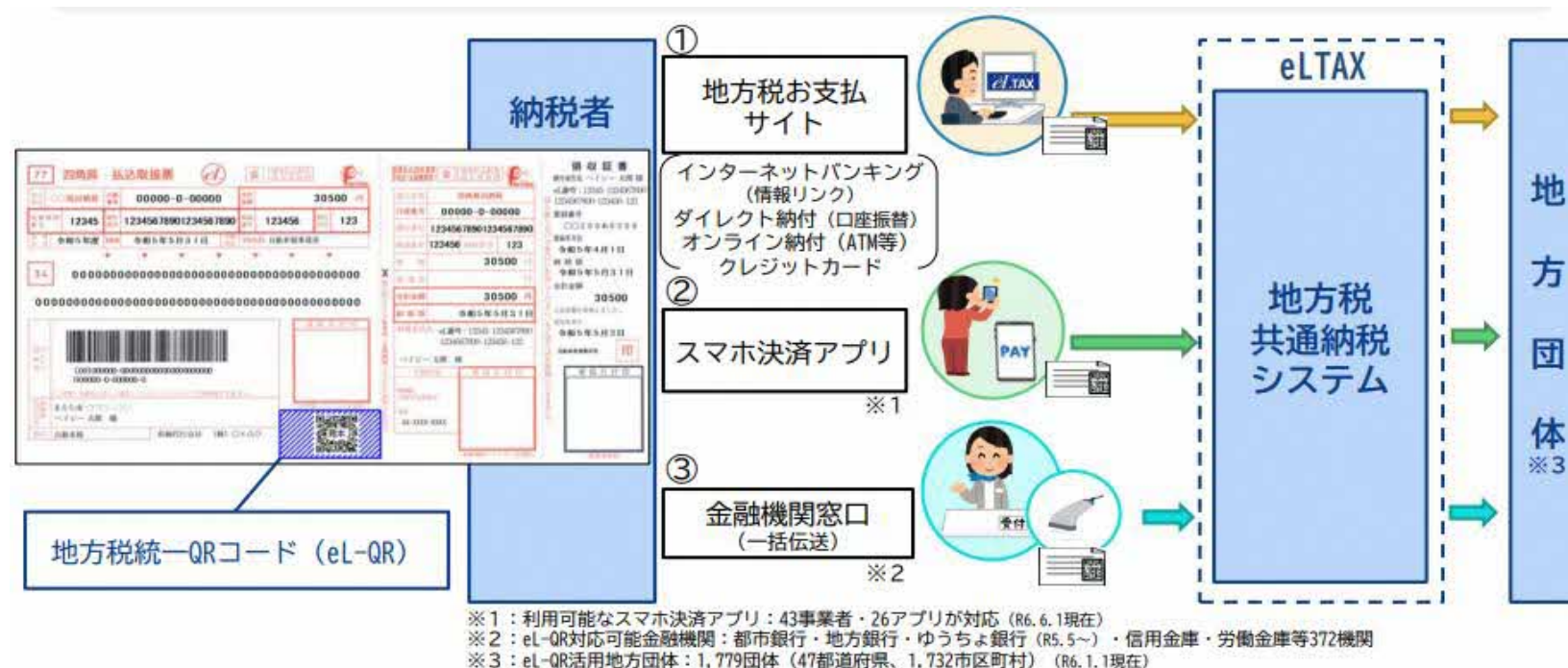


令和6年7月総務省自治行政局行政課「地方公共団体の公金収納事務のデジタル化について」より

(2) 地方税統一QRコード (eL-QR) の利用

地方税以外の公金収納事務へのeLTAX（地方税共通納税システム）の活用にあたっては、国及び全国銀行協会が事務局である検討会で規格が定められた「地方税統一QRコード (eL-QR)」による仕組みを用います。

eL-QRを記載した納付書により、①地方税お支払いサイトによるパソコンを使った電子納付、②スマホ決済アプリによる電子納付、③eL-QR対応の金融機関窓口（地方公共団体からの指定の有無は問わない）での納付、が可能となります。



令和6年7月総務省自治行政局行政課「地方公共団体の公金収納事務のデジタル化について」より

(3) eL-QRの導入による効果

現行の窓口収納における課題に対し、eL-QRを導入することで得られる効果は以下のとおりです。

課題	eL-QR導入後の効果
納付者の利便性	<ul style="list-style-type: none">・全国どこでも、eL-QRを用いて同一の納付手段により納付することが可能・ワンストップで複数団体・複数税目のまとめ納付が可能
金融機関の事務処理	<ul style="list-style-type: none">・全国どの地方公共団体の納付書であっても、窓口で受け付けることが可能・納付・入金情報がeLTAX経由で地方公共団体に電子的に送付されるため、紙の納入済通知書の仕分け・送付作業が不要
市の収入処理	<ul style="list-style-type: none">・納付情報・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため、消込作業の効率が向上・個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納が可能

(4) 対象となる公金

- ① 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料（相当量の取扱件数がある公金）
- ② 行政財産目的外使用許可使用料、道路占用料等（公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金）
- ③ 水道料金・下水道使用料

上記以外の公金については、今後費用対効果等を検討の上で、決定します。

3. 実施時期等

令和6年11月22日	総務委員協議会において説明
令和7年度（2025年度） ～令和8年度（2026年度）	各公金業務の基幹システム 改修
令和8年度（2026年度）前期 9月	地方税共同機構（eLTAXの運営主体）とのシステム連動試験 運用開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進 3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法第231条の4、第243条の2の7

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 令和7年度～令和8年度 各公金業務の基幹システム改修に係る委託料

令和8年度～ 地方税共同機構への負担金

なお、現時点では、システム改修等に関する仕様が国から示されておらず、また、eLTAXの運営主体である地方税共同機構への負担金についても、内容の決定時期等を含めて検討中とされていることから、具体的な事業費等については、改めて報告いたします。